

令和6年度第3回東郷町国民健康保険運営協議会 議事録

1 日時

令和7年1月29日(水) 午後1時30分から午後2時30分まで

2 場所

東郷町役場3階 政策審議会室

3 出席委員

被保険者代表・・・・・・・・・・3名（磯村義邦、野々山睦憲、近藤誠）

保険医又は薬剤師代表・・・・2名（桃沢泰、古賀知美）

公益代表・・・・・・・・・・3名（近藤秀己、加藤清和、半田清春）

4 欠席委員

1名（麦雅好）

5 会議事件のため出席した者

町長、健康福祉部長・健康保険課長、同課課長補佐、国保年金主査

6 傍聴者

2名

7 議事録署名委員

磯村義邦、野々山睦憲

8 会議内容

(1) あいさつ

(2) 議題

ア 東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

イ 令和7年度東郷町国民健康保険特別会計予算（案）について

(3) その他

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

令和6年度第3回東郷町国民健康保険運営協議会

発言者	内 容
事務局	<p>定刻になりましたので会議を開催します。</p> <p>現在の出席委員の数は8名で、東郷町国民健康保険運営協議会規則第6条に規定する定足数に達しております。</p> <p>麦委員からは、欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>それでは、ただ今から令和6年度第3回東郷町国民健康保険運営協議会を開催します。</p> <p>本日は、大変ご多用のところ、委員の皆様にはお集りいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、会議次第に沿って進行させていただきます。</p> <p>会議の開催に当たり、近藤会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	あいさつ
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、町長より挨拶を申し上げます。</p>
町長	あいさつ
事務局	ここで、町長は他の公務がございますので、退席させていただきます。
(町長)	(町長退席)
事務局	<p>本日の会議でございますが、『東郷町附属機関等の設置等に関する要綱』に基づき、会議を公開としております。</p> <p>本日は、2名の方が傍聴を希望されております。(傍聴者入室する)</p> <p>傍聴者の方につきましては、『傍聴に関する要領』に基づき、写真撮影や録画等ができません。また、携帯電話の電源はお切りいただくなど傍聴者の遵守事項を守り、会議開催中における会場の秩序維持にご協力をお願いします。</p> <p>また、会議資料につきましては、議題終了後、ご退室いただく際にご返却いただきます。それでは、議事進行につきまして、近藤会長よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>まず、本日の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>磯村義邦委員と野々山睦憲委員をお願いします。</p> <p>では、会議次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>「東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき説明)
会長	ただいま、事務局から議題(1)につきまして説明がありましたが、ご

	質問がある方は、挙手をお願いします。
委員	まずはお願いですが、資料にページ数をつけてほしい。あと確認ですが、特定世帯・特定継続世帯は後期高齢者医療に移ってから5年間は半額、6年目以降は3/4になるということでしょうか。
事務局	はい。
委員	あと、調定額の比較で、県の標準保険税率が仮算定に比べて本算定で上がったため、調定額も上がっているが、この令和9年度の一人当り増加分22,307円は7年度、8年度、9年度を含めて22,307円上がるという意味ですか。
事務局	その通りです。令和6年度と比較した令和9年度での増加分を表示しています。
委員	では、今回の改定によりどれだけの負担増になるのか、令和7年の増加額7,894円に6,024人をかければいいのか。
事務局	負担増加分としてはそのとおりです。
委員	約4,755万ですが、それが被保険者が今年よりも余分に払う相当額ということですね。
事務局	はい。
会長	ほかに質問はありますか。
委員	<p>前回の会議で県下の市町村の保険税率が同じになるという話があり、近隣の瀬戸から豊明までの保険税率を調べてみました。</p> <p>モデルケースとして前回資料にあった45歳の夫婦と子ども二人世帯で比較したところ、財政力のあるみよし市や日進市はもっと低いと思っていましたが、その予想とは違って、東郷は低い保険税率でありました。</p> <p>これを見て、県下の市町村で同じ税率になっていく中では、ある程度保険税の引き上げは仕方がないのか、なるべく負担が少ないように上げてもらいたいという思いがあります。</p> <p>そこで、愛知県全体の中で東郷の保険税は高いのか安いのか、前回の会議で県が示す標準保険税率にだいたい近い自治体もあるという話があり、そのあたりの状況も教えていただきたい。</p>
事務局	<p>前回もそのようなご意見をいただきましたので資料をご用意しました。2種類ありまして、1つが令和6年度の県から示された標準保険税率と実際の保険税率との差を示した表と、令和元年度から令和6年度までの平均保険料調定額を示した表があります。</p> <p>令和6年度の保険料の調定額ですが、東郷では114,980円で上から35番目で平均より低く、日進で126,743円、長久手で132,381円、みよしで129,578円、豊明で112,664円となっており東郷が高いわけではありません。</p> <p>もう一つの資料を見ていただいて、医療費分の保険税率でみていただくと、賦課方式の違いにより比較が難しいところもありますが、半田市や</p>

	<p>豊川市、江南市、美浜町などは既に標準保険税率に合わせている形になります。東郷町は所得割が1.76%、均等割が6,803円、平等割が3,074円の差があり、他の市町と比較してもまだまだ標準保険税率との差があることがわかるかと思えます。</p> <p>また、今お配りしました資料については、会議終了後に回収をさせていただきますのでご了承ください。</p>
委員	<p>この調定額の資料は平均値ですよ。平均値であれば所得の高い方が多ければ平均値は高くなり、所得の低い方が多ければ平均値は低くなるので平均値だけでは判断できないと思えますが。</p>
事務局	<p>そこは、標準保険税率との差で見ていただくと県の標準保険税率との乖離があることがわかるかと思えます。</p>
委員	<p>東郷町の平均値が低いとは一概には言えないし、低いからと喜ぶことはできないというのが意見です。</p>
事務局	<p>先ほど所得という話がありましたが、東郷町の平均所得は県内で上から24番目と平均より上です。</p>
委員	<p>それは平均ですよ。どの所得の人が多いか最頻値が必要。</p>
事務局	<p>この平均所得から県が必要な税率として標準保険税率を設定しています。</p>
委員	<p>標準保険税率は守るべき義務ではなく、各市町村で決めるものであるから、協議会や議会で議論して決めているのですよね。</p>
事務局	<p>そのための差がどうかを示した資料です。</p>
委員	<p>この案については反対です。低所得世帯への負担が高く、前回のモデルケースでも子育て世帯に負担が大きく、物価高の中で所得ゼロの世帯がまた値上げとなると滞納が約8.数%ある中でもっと増えると考え、全国でも10%が滞納しているのが払えないことの表れであると思う。</p> <p>なおかつ、高所得の方は上限で値上げがゼロなので、応分の負担になっていないと考えるため、この案については反対です。</p>
会長	<p>発言されていない方で何かご意見がありましたらお願いします。</p> <p>質問が無いようでありますので、「東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について」採決を行います。</p> <p>本件について、ご承認いただける委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>賛成5名、反対2名</p>
会長	<p>賛成多数でございますので、議題(1)については、承認することと決しました。</p> <p>続きまして、議題(2)「令和7年度東郷町国民健康保険特別会計予算（案）について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料に基づき説明）【資料2】【資料2-1】【資料2-2】</p>

会長	ただいま、事務局から議題(2)につきまして説明がありました。ご質問がある方は、挙手をお願いします。
委員	資料2の歳入で国民健康保険税6年度と7年度で比較増減14,224千円の増となっていますが、先ほど確認した一人当たりの増額分と金額が異なりますがどういった理由でしょうか。
事務局	6年度は6年度の予算編成時に推計した被保険者数及び所得において計算をしており、7年度の予算時に算定した被保険者数及び所得とは異なる数値を使用しているためです。
委員	3,000万円も差が出るものですか。
事務局	加入者の状況により変化があります。令和5年度も2,000円の増額を見込んでいましたが、実際には下がってしまうなど、どうしても不確定の部分で乖離はできてしまいます。
委員	決算との比較はできないのでしょうか。
事務局	決算は現時点ではお示しできないので難しいです。
委員	先ほどの議題とも関連しますが、一人当たり7,894円、町全体では約4,750万円の増額で、町の財政調整基金が18億円ぐらいありますので約2.5%で賄えると考え、負担をお願いしたいと先ほど反対した。 また、都道府県一元化となった時には財政の作成は今より大変となるわけで、国からの支援を増やすことが大事だと考える。そのために今年も意見書を出しますが、愛知県や東京、神奈川、埼玉、千葉などでも知事や市町村から意見書が出されている。 ましてや、今年度は与党が過半数を割りましたので、そういった点でも、より意見が通りやすい状況になったと思いますが、国からも負担をしてもらって、町民の負担が少なくなるように事務局にも努力してもらいたい。
会長	ほかに質問は、よろしいですか。 質問が無いようでありますので、「令和7年度東郷町国民健康保険特別会計予算(案)について」採決を行います。 本件について、ご承認いただける委員は、挙手をお願いします。
委員	賛成6名、反対1名
会長	賛成多数でございますので、議題(2)は、承認することと決しました。 本委員会に諮問された2案件については、いずれも承認されましたので、町長に対して「原案のとおり承認する」こととして答申いたします。 以上で、本日の議題は終了しましたので事務局へお返しします。
事務局	以上で議題が終了しましたので、傍聴者の方は、退室をお願いします。 また、会議資料につきましては、事務局にお返しく下さい。 なお、会議資料は、近日中に町ホームページに掲載いたします。

	(傍聴者退室)
事務局	次第の3、その他へ進みます。 東郷町国民健康保険税条例の一部改正について、担当から報告させていただきます。
事務局	(資料に基づき説明) 【資料3】 質問のある方はいませんか。
委員	軽減額について拡大されることはいいと思います。限度額の上昇については合計3万円しか上がり、高所得の方は3万円増えるだけで、片や年収400万円の家族の場合は4万とか5万増えるという点では、応分の負担能力という点で、そもそも上げなければいいのですが、まだまだ不十分であると考えます。
事務局	その他、質問のある方はいませんか。 質問もないようですので、以上で、本日の議題はすべて終了となります。 なお、令和6年度の運営協議会は、今回が最後となります。 皆さまの任期は、令和7年4月30日までとなっております。 来年度からの委員につきましては、改めてこちらからご依頼をさせていただきますと考えております。 多くの方にご参加いただけるよう、委員年数により交代をしていただく方もおられると思いますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。 次回、令和7年度第1回の開催につきましては、令和7年7月中旬を予定しております。 後日、委員の方には正式な開催のご案内を送付いたします。 以上をもちまして、令和6年度第3回東郷町国民健康保険運営協議会を閉会いたします。
委員	最後になりますが、資料は当日配られても見ようがないので、せめて1週間前には配布をしてほしい。

議事録署名

署名 _____

署名 _____